

第1章 計画の概要

- 1 策定の趣旨

障がい者が地域の中で個性と人格を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向け、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進するため、新たなプランを策定する。
- 2 計画の位置づけ
 - ・障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画
 - ・第5次宇都宮市総合計画の分野別計画
- 3 計画の期間
 - ・平成26年度～平成29年度（4年間）

第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

障がい者を取り巻く環境の変化

- 障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備
 - ・H23「障害者基本法」の改正
 - ・H24「障害者虐待防止法」の施行、「障害者優先調達推進法」の施行
 - ・H25「障害者総合支援法」の施行、「障害者雇用促進法」の一部改正「障害者差別解消法」の成立、「学校教育法施行令」の改正

第3次プランの実績

- 就労支援の充実
 - ・一般就労への移行者数 12人（H21）→39人（H24）
 - ・障がい者の一ヶ月の工賃 10,161円（H21）→12,583円（H24）
- 地域生活支援の充実
 - ・グループホーム等の設置数 52か所（H21）→56か所（H24）
 - ・障がい者の地域移行者数 58人（H21）→101人（H24）

障がい者等に対するニーズ調査等の結果

- 【障がい者手帳所持者に対するアンケート調査】
 - ・困った時に相談する場所が分からない障がい者（25.6%）
 - ・成年後見制度について知っている障がい者（36.0%）
 - ・障がい福祉サービスの事で困っている障がい者（16.2%）
 - ・日常生活において差別や偏見を感じる障がい者（66.6%）
- 【障がい者団体等との意見交換】
 - ・多様なニーズに応じた住まいの場の確保や成年後見制度の利用促進など、障がい者やその家族の高齢化に対応する支援策の充実が必要
 - ・就労支援について、職場における理解促進、多様な就労の機会の充実、継続的な職場定着支援などの充実が必要
 - ・障がい特性に応じた外出・移動手段の充実が必要
 - ・共生社会の実現に向けた地域や企業における障がいへの理解促進、小中学校における福祉教育の充実が必要
- 【障がい福祉サービス事業所等へのアンケート調査】
 - ・サービスを提供するうえで「スタッフの確保が難しい」（約7割）「土地・建物・物件の確保が難しい」（約4割）

第4次プラン策定における課題の総括

- 障がい者の地域生活を支える保健・医療・福祉サービス等の充実

障がい者が住み慣れた地域で生涯を通じて自立した生活を送るために、障がい者やその家族の高齢化なども見据えつつ、地域生活を支える保健・医療・福祉サービスを充実すること。
- 障がい者本位の自立した生活の実現

障がい者が自分らしく生き生きと豊かに自立した生活が送れるよう、能力と年齢に応じた療育・教育、適性を生かす就労、「やりがい」を感じる日中活動などを選択できる機会を充実すること。
- 障がい者が住みやすい社会環境づくり

障がい者が個性と人格を尊重され、社会生活のあらゆる場面に参加できるよう、市民一人ひとりが障がいへの理解を深めるとともに、障がい者が社会的な障壁を感じることなく、安心・安全な生活を送れるよう、住みやすい社会環境づくりを推進すること。

第3章 計画の基本的な考え方

第4次プランが目指す社会

- ・障がい者が住み慣れた地域で生涯を通じて安心して暮らせる社会
- ・障がい者が自分の意思を尊重され、生き生きと自立して暮らせる社会
- ・障がいの有無にかかわらず、互いの違いを認め合い、支え合い、障がい者が社会的障壁を感じることはない社会

基本理念

障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会の実現

基本目標

- 生涯にわたり地域で安心して暮らせる環境づくり

障がい者が住み慣れた地域で乳幼児期から高齢期まで安心して暮らせる環境づくりを推進します。

【成果指標】
 将来の生活に不安を感じている障がい者の割合
 58.1%（現状）→48.0%（H29）

- 自分らしく生き生きと自立して暮らせる環境づくり

障がい者が「生きがい」や「やりがい」を感じながら自立した日常生活や社会生活を送ることのできる環境づくりを推進します。

【成果指標】
 就労、製作活動、自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合
 62.6%（現状）→67.0%（H29）

- 互いに尊重し支え合う暮らしやすい環境づくり

障がい者が個性と人格を尊重され、社会的な障壁を感じることなく暮らすことができるよう、地域で支え合う環境づくりを推進します。

【成果指標】
 日常生活において社会的障壁を感じている障がい者の割合
 66.6%（現状）→50.0%（H29）

第5章 計画の推進に向けて

- ・庁内関係部局との連携による、取組や事業の推進
- ・計画の進捗状況の把握、施策や取組の検証・評価
- ・社会福祉審議会への報告、取組や事業の充実に向けた検討

第4章 施策の方向と展開

【基本目標1】

基本施策（1）相談支援の充実

困っている時に相談できる人や場所を知っている障がい者の割合
 74.4%（現状）→84.0%（H29）

★地域における相談支援体制の充実（拡充）

基本施策（2）権利擁護の充実

「成年後見制度」を知っている障がい者の割合
 36.0%（現状）→42.0%（H29）

- ★成年後見制度の周知・啓発の推進（拡充）
- ・市民・法人後見人育成の支援（新規）
- ★高齢・児童・DVなどの関係機関との連携強化（新規）

【基本目標2】

基本施策（1）発達支援の充実

「個別の支援計画」を活用して特別支援教育を実施している学校の割合
 97.8%（現状）→100%（H29）

- ★発達支援ネットワーク事業の充実（拡充）
- ★障がいのある児童・生徒への教育支援の充実（新規）

基本施策（2）就労支援の充実

一般就労者を輩出した就労移行支援事業所の割合
 61.1%（現状）→100%（H29）

就労継続支援事業所における平均工賃月額
 13,000円（現状）→20,000円（H29）

- ・障がい者職場体験の推進（新規）
- ★障がい者職場定着支援の充実（新規）
- ★工賃向上支援の充実（拡充）
- ・農業と福祉の連携の推進（新規）

【基本目標3】

基本施策（1）障がいへの理解促進

障がい者シンボルマーク等の認知度
 48.2%（現状）→64.7%（H29）

- ★地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実（拡充）
- ★障がいを理由とする差別解消の推進（新規）
- ★小中学校における障がいへの理解促進事業の充実（拡充）

・76事業のうち主要及び新規・拡充取組を掲載

基本施策（3）住まいの場の充実

現在の住まいに満足している障がい者の割合
 70.3%（現状）→75.0%（H29）

- ★グループホームの設置促進（拡充）
- ・住宅への円滑な入居の促進（新規）

基本施策（4）保健・医療の充実

医療やリハビリテーションについて満足している障がい者の割合
 82.0%（現状）→86.0%（H29）

- ★在宅医療を含む地域療養支援体制の確保（新規）

基本施策（5）障がい福祉サービスの充実

障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合
 83.8%（現状）→88.0%（H29）

- ・サービス提供施設の充実（拡充）

基本施策（3）社会参加活動の充実・促進

ボランティア養成講座の受講者数
 415人（現状）→560人（H29）

文化・スポーツ講座、交流活動等に参加に参加している障がい者数（延人数）
 21,166人（現状）→23,590人（H29）

- ★ボランティア活用による社会参加活動の促進（拡充）

基本施策（4）移動手段の確保・充実

外出支援サービスに満足している障がい者の割合
 70.0%（現状）→85.0%（H29）

- ★外出・移動支援の充実（拡充）

基本施策（2）地域の支援体制の充実

災害時要援護者支援班設置地区における台帳共有化率
 80.6%（現状）→100%（H29）

- ★地域福祉ネットワーク形成支援（拡充）
- ・障がい特性に応じた防災教育の推進（新規）

基本施策（3）バリアフリーの推進

障がい者のための各種奉仕員養成講座の受講者数
 164人（現状）→216人（H29）

- ★情報バリアフリーの普及啓発（拡充）

・□内は施策指標・★は主要取組